

新規入会申請会社の入会申請書類一覧

2020年2月現在

No.	提出書類名		根拠条文	備考
1	事前確認書類（「新規入会申請会社の概要について」）		定款施行規則第6条	事前確認書類の添付書類については、「入会申請等に関するQ&A」のQ10を参照ください。
2	入会申請書		定款第19条	<p>第二種金融商品取引業の登録日以降の（登録未了の場合は、日付blank）にて作成ください。</p> <p>No.20の役員の履歴書で代用できる場合は、提出は不要です。 ※左記の代表者代理人の設置は任意のため、設置する場合のみ提出願います。</p> <p>社内規程「等」の中には、マニュアルなどを含みます。 例）苦情・紛争処理、顧客管理、取引時確認、反社会的勢力対応、コンプライアンス、金融商品事故等処理、従業員サービス、広告、研修、内部者取引・法人関係情報、情報管理、顧客資産の分別管理、適合性の原則等の遵守 などに関する規程 社内規程全ての名称を記載した一覧を提出願います。</p> <p>各設問に御回答いただいたうえで御提出ください。</p>
3	誓約書		定款施行規則第6条	
4	① 協会の定款・諸規則等を遵守する旨の誓約書 ② 定款第20条に規定する入会拒否要件に該当しないことに関する誓約書 （定款第20条第1号の規定に該当する場合にはその内容を記載した書面）			
5	同意書			
6	正会員代表者（予定）及び正会員代表者代理人（※）（予定）の履歴書			
7-1	その他本協会が必要と認める資料 ① 直近2期分の事業報告書の写し（各1部）			
7-2	② 社内規程等（第2種業に関するもの）			
7-3	③ 社内規程の一覧表			
7-4	④ 内部管理態勢チェックシート			
8	登録申請書（写し）（※変更登録申請書（写し））（法第29条の2第1項）		定款施行規則第6条	<p>これまでに、変更登録申請書・添付書類の提出が複数回に及んでいる場合は、業登録の際に最初に提出したものと、最新の変更内容が記載された直近のものを提出願います。</p>
9	添付書類 （写し）	(1) 誓約書（法第29条の2第2項第1号）		
10		(2) 業務方法書（法第29条の2第2項第2号）		
11		① 業務分掌 職務権限に関する規程など ・業務運営に関する基本原則（業府令第8条第1号） ・業務執行の方法（業府令第8条第2号） ・業務分掌の方法（業府令第8条第3号） ・業として行う金融商品取引行為の種類（業府令第8条第4号）		
12				
13				
14				
15			② 苦情処理・紛争処理規程 ・苦情の解決のための体制（業府令第8条第5号）	
16		③ 取り扱う有価証券及びデリバティブ取引の種類（業府令第8条第7号イ）		
17		④ 法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる権利に係る信託財産の種類（業府令第8条第7号ロ）		
18		⑤ 法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に係る出資対象事業の概要（業府令第8条第7号ハ）		

No.	提出書類名		根拠条文	備考	
19	(3)	業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面（業府令第9条第1号）（組織規程、組織図など）	定款施行規則第6条		
20	(4)	役員及び重要な使用人の履歴書（業府令第9条第2号イ）		登録時から役員等に変更がある場合、現行の役員及び重要な使用人のみ提出	
21	(5)	役員及び重要な使用人の住民票の抄本（業府令第9条第2号ロ）		登録時から役員等に変更がある場合、現行の役員及び重要な使用人のみ提出 「住民票の抄本」及び「身分証明書」は、「筆頭者」、「本籍」の記載が省略されたもの、若しくはマスキングして提出願います。	
22	(6)	役員及び重要な使用人が登録拒否要件に該当しない旨の官公署の証明書（業府令第9条第2号ニ）			
23	(7)	役員及び重要な使用人が登録拒否要件に該当しないことを当人が誓約する書面（業府令第9条第2号ホ）		登録時から役員等に変更がある場合、現行の役員及び重要な使用人のみ提出	
24	(8)	特定関係者の状況（業府令第9条第4号） （資本関係図など） 特定関係者の状況として次に掲げる事項を記載した書類 イ 商号又は名称 ロ 資本金の額、基金の総額又は出資の総額 ハ 本店又は主たる事務所の所在地 ニ 事業の種類 ホ 登録申請者と特定関係者との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の業務上の関係 ヘ 親法人等、子法人等又は持株会社のいずれに該当するか の別			
25	(9)	競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合の第13条3号の基準に該当しないことを証する書面（業府令第9条第5号）		左記を当局へ提出していない場合（競走用馬に係る商品投資関連業務を行わない場合）は、提出は不要です。	
26	(10)	不動産信託受益権売買等業務を行う場合の第13条4号の基準に該当しないことを証する書面（業府令第9条第6号）		左記を当局へ提出していない場合（不動産信託受益権売買等業務を行わない場合）は、提出は不要です。	
27	(11)	不動産関連特定投資運用業を行う場合における業務遂行能力に関する事項を記載した書面（業府令第9条第7号）		左記を当局へ提出していない場合（不動産関連特定投資運用業を行わない場合）は、提出は不要です。	
28	(12)	定款（法第29条の2第2項第3号）		登録申請時より内容が変更されている場合は、最新の内容が記載された直近のものを提出願います。	
29	(13)	登記事項証明書（法第29条の2第2項第3号）		登録申請時より内容が変更されている場合は、最新の内容が記載された直近のものを提出願います。	
30	(14)	貸借対照表及び損益計算書（直近2期分）（業府令第10条第1号）		登録申請時より事業年度が経過している場合は、直近のものを提出願います（No.7-2の事業報告書で代用できる場合は、提出は不要です。）。	
31	登録を証する書面の写し（※みなし登録の場合には、財務局から受領されている「金融商品取引法施行に伴うみなし登録について」の書面）（法第57条第3項監督指針（別紙様式Ⅲ-3））			定款施行規則第6条	
32	契約締結前交付書面（第2種業に関するもの）			定款施行規則第6条	御社取扱いの代表的な商品の書面を提出願います。複数の種類の商品がある場合には、各種類ごとに代表的なものを1つ提出願います。

※ この他、必要に応じ、追加資料のご提出をお願いすることもございますので、御承知おきください。